

# 官報

号外 昭和三十一年十二月十三日

## 第二十五回 参議院會議録追録

### ○質問主意書及び答弁書

昭和三十一年十二月十三日

引揚者在外財産暫定補償に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十一年十一月二十六日

田中 一  
参議院議長松野鶴平殿

引揚者在外財産暫定補償に関する質問主意書

全国の引揚者が、その在外財産処理について今日まで政府が何等の責任を取らなかつたことを遺憾として、而も引揚者の主張は単に自己の權益を守らうとするのみではなく、生命財産不侵害の原則を守らんとしているのであつて、極めて公正なる主張である。

政府は第二十二回国会衆参両院における「在外財産処理促進決議」を尊重し、その決議通りの措置を昭和三十一年度において実施するものと期待する。

よつて左の諸項について政府の所信を表明されたい。

なお念のために申添えて御参考に供したいのは、引揚者の心境は、今日ではもはや猶予ならぬほど緊迫

した状態にあることである。従つて本質問書に対する答弁は親切且つ大胆に、そして引揚者はもとより広く国民にも納得のいくものとしてほしいことである。

一、社団法人引揚者団体全国連合会が全国引揚者の総意によつて立案した引揚者在外財産暫定補償法案は、国際的国内的現実に則した適切なものと確信する。自由民主党は右の案を検討し、引揚者の要請を実現すべく努力することを公約し、且つ右公約に則り政府は厚生省令により引揚者在外事案調査を実施し、又在外財産問題審議会の改編をも行つたのである。

この経緯よりして政府は引揚者の要望に応じて出来る限りの措置をなすであらうと考えるが政府の所信を伺いたい。

二、戦災者に対して国家としては戦時災害保護法によりそれぞれの戦災に応じた財的給与を交付したのであるが、この給与金をベースとして戦争賠償に充当された引揚者の在外財産に於いて暫定補償を行うことこそが公正なる措置である。このことはさきに日本社会党より政府に申入れたところである。政府はそれだけの措置でも取るつもりはないか。

三、政府は在外財産問題審議会に対して本年六月四日引揚者の在外財産問題について諮問をなし、その答申を待つてゐることであるが、右審議会の答申と第二十二回国会両院の決議とは、その重要度において格段の差があることはいふまでもない。

従つて右審議会の答申は参考資料とし、両院決議に即応する施策を昭和三十一年度当初予算において具現すべきであつて、政府はその方針でゐるものと信ずるが如何。

四、鳩山総理大臣と本問題との主だつた關係をみると次の通りである。

(イ) 昭和三十年六月二十二日総理は引揚者代表と会見し、引揚者の在外財産問題を未解決のまま十年間放置したことは惨酷であると述べた。

(ロ) 同年六月二十三日衆議院、二十九日参議院本会議決議に際して重光外務大臣が政府の態度を表明した。

(ハ) 同年十二月十五日政府代表として一萬田大蔵大臣は、衆参両院議長の正式斡旋により引揚者代表と会見し、自由民主党が引

揚者側になした公約を尊重する旨を明した。

(ニ) 同十六日参議院本会議において総理、重光、一萬田各大臣及び根本官房長官は、田畑金光議員の質問に答えて第一項及び(イ)にある与党の公約は尊重する旨を表明した。

(ホ) 本年五月十一日閣議において引揚者在外事案調査実施を決定した。

(ヘ) 六月四日在外財産問題審議会に諮問を發し挨拶をした。

(ト) 日ソ共同宣言第六項において引揚者の在外財産を放棄することを確約した。

そこで在外抑留同胞帰還問題が解決すると、国内における戦後処理の最終最大の問題としては引揚者の在外財産のみが残ることとなる。やがて引退されるであらう鳩山総理大臣としては引退前に本問題解決の具体的方針を明示する政治責任があることはいふまでもない。この際引揚者の在外財産補償について政府の真意を伺いたい。

五、引揚者在外財産暫定補償を交付公債によつて行ふとして、その公債償還金又は利子を日本住宅公団に出資せしめ引揚者に対しては政府がその元利を保障するという方法も一つの方策であると考え、政府においては、そういう方法を実行する考はないか。これは参考として伺いたい。

内閣参贊第一号  
昭和三十一年十二月四日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎  
参議院議長松野鶴平殿

参議院議員田中一君提出引揚者在外財産暫定補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田中一君提出引揚者在外財産暫定補償に関する質問に対する答弁書

在外財産問題処理のための引揚者に関する措置については、本年六月、内閣総理大臣から在外財産問題審議会に対して、その措置方針をいかにすべきかについて諮問し、同審議会においては、これに基き現在鋭意審議検討中である。政府としては、同審議会の答申をまつて、善処したいと考えてゐる。

### ○審査報告書

(継続案件)

審査報告書

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(継続案件)  
右の件については、審査を終らなかつた。  
よつて報告する。  
昭和三十一年十一月十日  
内閣委員長 青木 一男  
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

刑法等の一部を改正する法律案(継続案件)  
右の件については、審査を終らなかつた。  
よつて報告する。  
昭和三十一年十一月十日  
法務委員長 亀田 得治  
参議院議長松野鶴平殿

昭和三十一年十二月十三日 参議院會議録 審査報告書(第七号参照)

審査報告書

幼児誘拐等処罰法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

法務委員長 亀田 得治

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

慰老年金法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

食品衛生法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

性病予防法等の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

社会福祉事業等の施設に関する措置法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

調理改善法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査)(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

農林水産 戸叶 武

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(予備審査)(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十一年十一月十日

農林水産 戸叶 武

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

建設業法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

建設委員長 中山 福藏

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

昭和二十九年年度一般会計歳入歳出決算(継続案件)

昭和二十九年年度特別会計歳入歳出決算(継続案件)

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 千葉 信

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

昭和二十九年年度国稅取納金整理資金受払計算書(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

決算委員長 千葉 信

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

昭和二十九年年度国有財産増減及び現在額総計算書(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

決算委員長 千葉 信

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

昭和二十九年年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

決算委員長 千葉 信

参議院議長松野鶴平殿

〔第七号参照〕

審査報告書

性病予防法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十一月二十二日

社会労働 千葉 信

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

山下 義信 藤原 道子

片岡 文重 藤田藤太郎

木下 友敬 山本 經勝

竹中 恒夫 吉江 勝保

谷口弥三郎 神原 亨

勝保 稔 大谷藤之助

安井 謙 草葉 隆圓

早川 慎一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、性病診療所費に対する国庫負担率は、補助金等の臨時特例等に関する法律により引き下げられているが、性病予防行政の円滑な運営に資するためこの特

例措置を廢止するとともに、保健所に併設した診療所についての国庫負担率を改めようとするものであつて妥當な措置である。

二、費用  
本法施行に要する費用六千九百四十四円は昭和三十一年度予算に計上されている。

審査報告書  
身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十一月二十二日

社会労働 千葉 信  
委員長

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

勝俣 稔 早川 慎一  
大谷藤之助 安井 謙  
草葉 隆圓 山下 義信  
藤原 道子 片岡 文重  
藤田藤太郎 木下 友敬  
谷口弥三郎 山本 經勝  
野本 品吉 吉江 勝保  
竹中 重夫 榊原 亨

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、身体障害者福祉法等において薬剤の現物給付を担当する薬局の指定制度を設ける等、必要な改正をしようとするものであつて妥當な措置である。

二、費用  
本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十一月二十二日

社会労働 千葉 信  
委員長

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

山下 義信 藤原 道子  
片岡 文重 藤田藤太郎  
木下 友敬 山本 經勝  
竹中 恒夫 野本 品吉  
吉江 勝保 榊原 亨  
谷口弥三郎 早川 慎一  
勝俣 稔 大谷藤之助  
安井 謙 草葉 隆圓

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、日本住血吸虫病の急速な予防措置を講ずるため、当該病原虫の中間宿主たる巻貝の棲息地帯において市町村が施設すべきコンクリート造の溝渠新設の基本計画及び実施計画を国において定めるとともに、その計画遂行のため必要な費用に対する国及び都道府県の負担割合を引き上げることができるとして改正しようとするものであつて妥當な措置である。

二、費用  
本法施行のため平年度約六千四百萬円の経費を必要とする見込みである。

〔第八号参照〕

審査報告書

千九百五十六年の国際小麦協定の受諾について承認を求めるとの件  
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十一月二十七日

外務委員長 小瀧 彬  
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

杉原 荒太 川村 松助  
野村吉三郎 吉田 法晴  
石黒 忠篤 佐藤 尙武  
梶原 茂嘉 鶴見 祐輔  
海野 三朗 森 元治郎  
竹中 勝男 加藤シツエ  
曾祚 益

要領書

一、委員会の決定の理由

本協定は、本年七月末日に失効した旧国際小麦協定を修正更新するもので、わが国は旧協定に引続きこの協定を受諾することにより、今後三年間安定した価格で毎年百万トンの小麦を世界の需給事情の変化にかかわらず確保できるので、適切な措置と認める。

二、費用  
わが国は分担金として年額二千七百ポンド程度を負担することになるが、これは昭和三十一年度予算に計上済みである。

審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第六議定書の

〔第九号参照〕

審査報告書

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるとの件  
右全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十一月三十日

大蔵委員長 廣瀬 久忠  
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

野溝 勝 平林 剛  
苔米地英俊 木暮武太夫  
塩見 俊二 宮澤 喜一  
西川甚五郎 天坊 裕彦  
土田国太郎 左藤 義詮  
木内 四郎 片岡 文重  
榊 繁夫 青木 一男

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、宮内庁庁舎三階の飯宮殿に設置する冷暖房装置を皇室用財産として取得するため、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めたものであつて、適切な措置と認める。

二、費用

本件の工作物の予定価格は一千九百八十九万七千五百円であり、昭和三十一年度予算に計上済である。

〔第十一号参照〕

審査報告書

日本国とソヴェト社会主義共和国連邦との共同宣言の批准について承認を求めるとの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月四日  
外務委員長 小瀧 彬  
参議院議長松野鶴平殿  
多数意見者署名  
川村 松助 小林 武治  
杉原 荒太 鶴見 祐輔  
津島 壽一 野村吉三郎  
鹿島守之助 永野 護  
重宗 雄三 梶原 茂嘉  
石黒 忠篤 森 元治郎  
加藤シツエ 山下 義信  
吉田 法晴 竹中 勝男  
佐多 忠隆 曾称 益

要領書

一、委員会の決定の理由  
この共同宣言は、日ソ両国間において、領土問題の全面的処理につき意見の一致をみない現状において、平和条約の締結を後日に譲り、暫定的に国交を正常化するため、両国間の戦争状態を終了せしめ、外交関係の再開を図ることを合意し、併せて戦争状態の存在から生じた諸懸案の解決等につき規定したものであるが、この共同宣言の批准発効によつて終戦以来十余年にわたる日ソ両国間の戦争状態は除去せられ、わが抑留同胞の帰還は実現し、国際連合への加盟によるわが国の国際的地位の向上も期待することができるので、本件の承認を妥当と認める。  
なお、多数をもつて領土問題に関する別紙附帯決議を行った。

二、費用  
別に費用を要しない。

一、日ソ共同宣言第九項に規定する平和条約締結に関する継続交渉には、クナシリ、エトロフを含む領土問題に関する交渉が当然含まれるものと了解する。  
二、政府は日ソ共同宣言第九項に規定する継続交渉においてクナシリ、エトロフを含む領土問題についての国民的要望を達成するため最善の努力を尽すべきことを要望する。

審査報告書

貿易の発展及び最惠国待遇の相互許与に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の議定書の批准について承認を求めめるの件  
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月四日  
外務委員長 小瀧 彬  
参議院議長松野鶴平殿  
多数意見者署名  
曾称 益 森 元治郎  
加藤シツエ 梶原 茂嘉  
石黒 忠篤 重宗 雄三  
永野 護 鹿島守之助  
野村吉三郎 津島 壽一  
鶴見 祐輔 杉原 荒太  
小林 武治 川村 松助  
竹中 勝男 吉田 法晴  
佐多 忠隆 山下 義信

要領書  
一、委員会の決定の理由  
日ソ共同宣言は、通商に関する条約又は協定の締結交渉の開始について規定しているが、この議定書は右の条約又は協定が締結されるまでの経過措置として、日ソ両国が相手国産品の輸入及び自国の産品の輸出についての関税、課徴金等に関する最惠国待遇及び港湾における相手国船舶に対する最惠国待遇を原則として相互に許与すべきことを規定したもので妥当な措置と認める。

二、費用  
別に費用を要しない。

審査報告書

北西太平洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約の締結について承認を求めめるの件  
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月四日  
外務委員長 小瀧 彬  
参議院議長松野鶴平殿  
多数意見者署名  
曾称 益 吉田 法晴  
竹中 勝男 佐多 忠隆  
梶原 茂嘉 石黒 忠篤  
加藤シツエ 森 元治郎  
杉原 荒太 小林 武治  
川村 松助 野村吉三郎  
津島 壽一 鶴見 祐輔  
重宗 雄三 永野 護  
鹿島守之助 山下 義信

要領書  
一、委員会の決定の理由  
この条約は北西太平洋の公海における漁業資源の保存及び発展のため、日ソ両国が執るべき協同措置につき合意し、漁業委員会が協同措置の検討、修正、及び必要な決定勧告の任務に当るべきことを定めたもので、わが国はこの条約により北西太平洋における公海漁業の一方的規制を排除し、平等な立場で科学的根拠に基づく規制を行うことによつて合理的な漁業の発展を期することができ、またわが北洋漁業の安全もこれにより確保されるので、本件の承認を妥当と認める。

二、費用  
本条約実施に必要な経費は、主として漁業委員会開催に要する経費であつて、本年度分約百五十万円は予備費から支出される見込みである。

審査報告書

海上において遭難した人の救助のための協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定の締結について承認を求めめるの件  
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月四日  
外務委員長 小瀧 彬  
参議院議長松野鶴平殿  
多数意見者署名  
野村吉三郎 津島 壽一  
鶴見 祐輔 杉原 荒太

要領書  
一、委員会の決定の理由  
この協定は、日本海、オホーツク海、ベーリング海及び日ソ両国の沿岸に接する太平洋西北部の水域において海難に遭遇した人を救助するために日ソ両国の海難救助機関が取るべき協力措置、無線連絡方法等を定め、もつてこの水域における救助活動の迅速化、有効化を図らんとするものである、妥当な措置と認める。

二、費用  
別に費用を要しない。

審査報告書

在外仏貨公債の処理に関する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月四日  
大蔵委員長 廣瀬 久忠  
参議院議長松野鶴平殿  
多数意見者署名  
木内 四郎 土田国太郎  
木暮武太夫 苦米地英俊  
青木 一男 左藤 義詮  
塩見 俊二 天坊 裕彦  
椿 繁夫 天田 勝正  
大矢 正 藤原 道子

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は四分利付付貨公債について、その在外所持人との間に生じている紛争を解決するため、その償還期限を延長するとともに、償還する場合額面金額を支払うほか、その十一倍に相当する金額を交付することとする等元利金の支払条件の改定をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行に伴い、在外分全部の償還に要する費用は約二十一億二千六百万円となるが、国債整理基金特別会計からまかなわれることとなる。

審査報告書

昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月五日

大蔵委員長 廣瀬 久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

- 平林 剛 西川甚五郎
- 江田 三郎 青木 一男
- 宮澤 喜一 塩見 俊二
- 木暮武太夫 土田国太郎
- 天坊 裕彦 苔米地英俊
- 杉山 昌作 大矢 正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、食糧管理特別会計の運営を円滑にするため、昭和三十一年度に限つて、同会計の借入金等の限度額を引上げるとともに、昭和三十一年産米について、冷害等によつて減収となつた特定地域の米穀の生産者が、概算払を受けた買入代金に係る返納金に加工して納付すべき利息を減免しようとするものであつて、この際適当な措置と認める。

二、費用

附帯決議

米穀の減収が平年度収獲量の七割以上の農家に対して利息全免の措置を講ずることは勿論、これに該当しないものでも飯米を確保するに至らない農家に対しては、右に準じ措置すること。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、この会計の借入金等の限度額は、昭和三十一年度に限り四千五百億円となる。又、昭和三十一年産米について支払われた概算金の返納額に加工される利息のうち、減免される金額の詳細は不明である。

審査報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月五日

外務委員長 小瀧 彬  
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

- 永野 護 曾祢 益
- 加藤シヅエ 野村吉三郎
- 梶原 茂嘉 竹中 勝男
- 鶴見 祐輔 鹿島守之助
- 川村 松助 杉原 荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本国とソヴェト社会主義共和国連邦との共同宣言の発効に伴い、在ソ連邦日本国大使館を設置することを目的とするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

昭和三十一年度分経費として、約四億七千万円を予備費から支出する見込みである。

〔第十六号参照〕

審査報告書

医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十二日

社会労働委員長 千葉 信

多数意見者署名

- 竹中 恒夫 片岡 文重
- 坂本 昭 田村 文吉
- 木下 友敬 藤田藤太郎

山本 經勝 勝俣 稔

寺本 廣作 佐野 廣  
榊原 亨

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十八年以後における引揚者のうち一定の資格のある者の医師又は歯科医師の免許及び試験に關し、昭和三十年まで認められていたと同様の特例をさらに認め、医師国家試験若しくは歯科医師国家試験受験の期間を昭和三十四年末まで予備試験受験の期間を昭和三十五年末まで延長しようとするもので、又診療エックス線技師試験、准看護婦試験受験の期間を昭和三十五年末まで延長しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書(社会労働委員会 第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

- 第四二号、第一六八号 水道金 賦公庫設置等に関する請願
- 第四三号、第四四号 簡易水道 施設補助金増額等に関する請願
- 第四六号 乳幼児保護費の平衡 交付金切替反対に関する請願
- 第七八号 下水道事業促進に関する請願

第八五号 失業対策事業費全額 国庫負担に関する請願

第八六号 季節保育所開設費国 庫補助復活に関する請願  
第八七号 保育所経費増額に關 する請願

- 第一一〇号 失業対策事業就労 者の賃金引上げに関する請願
- 第一三二号、第一三四号、第一 五五号、第一六六号、第二二 二号、第二四四号、第二四五 号、第二七七号 国立病院、 療養所における看護婦産休の ための定員確保の請願
- 第一三三号、第二二二号、第二 四二号、第二四三号、第二七 六号 国立病院、療養所に准 看護学コース設置の請願
- 第一五四号、第一五七号 福岡 県直方市の閉山三炭鉱の失業 者救済対策に関する請願
- 第一六九号、第二二六号、第二 三七号 日雇労働者の越年手 当等に関する請願
- 第一七二号 札幌市社会保険診 療報酬地域区分の甲地指定替 に関する請願
- 第一九二号 戦没者遺族の処遇 に関する請願
- 第二〇一号 国立ろう、あ、者更生 センター設置に関する請願
- 第二〇七号、第二二〇号、第二 七五号 北海道社会保険診療 報酬地域区分の甲地指定替に 関する請願
- 第二二七号 生活保護法の最低 生活基準額引上げに関する請 願

昭和三十一年十二月十三日 参議院會議録 審査報告書(第十六号参照)

第二四一号、第二七三号 国立病院等の貯蓄増額に関する請願

第二六九号 国立療養所患者の慰安に関する請願

第二七二号 生活保護法の認定基準額引上げ等に関する請願

第二七四号 結核回復者の職業保障等に関する請願

第二八〇号 長期入院患者の生活扶助料引上げに関する請願

第二八一号 結核後保護法制定等に関する請願

第三〇七号 戦没学徒等の処遇に関する請願

第三一五号 青森県八戸市に労働病院設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十一年十二月十二日

社会労働 委員長 千葉 信

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十三日

内閣委員長 亀田 得治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

秋山 長造 松本治一郎  
西岡 ハル 木村篤太郎  
藤田藤太郎 荒木正三郎  
水岡 光治 迫水 久常

伊藤 顕道 井上 清一  
上原 正吉 竹下 豊次

要領書

一、委員会の決定の理由

旧軍人、旧準軍人等で本邦をはじめ、満洲、朝鮮、台湾、樺太など戦地に指定されなかつた地域において、その職務に因連して死亡した場合、これを公務によつて死亡した場合に準じて取り扱い、遺族に対して特別遺族年金等を支給しようとするものであり、その趣旨は妥当なものと認める。

なお、当委員会において、別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用  
平年度約十一億円

附帯決議

十二月五日、衆議院内閣委員会において、本法律案に対し、「過般の太平洋戦争は近代的科学戦であり、国を挙げての総力戦体制のもとに、国内も戦場化するに至つた実情を考慮し、旧軍人等と同様の立場でその犠牲となつた者の遺族に対しても、政府は、本法律案の趣旨にかんがみ、速かに適切な措置を講ずべきである。」との附帯決議がなされたが、当委員会においても右附帯決議の趣旨は極めて適切なものと認め、政府が速かにその趣旨の実現を期せられることを強く要望する。

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十三日

内閣委員長 亀田 得治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

竹下 豊次 上原 正吉  
伊藤 顕道 迫水 久常  
永岡 光治 荒木正三郎  
藤田藤太郎 木村篤太郎  
西岡 ハル 松本治一郎  
秋山 長造 井上 清一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和三十一年七月十六日付勧告の趣旨にかんがみ、国家公務員の十二月十五日に支給される期末手当の額を〇・一五月分増額しようとするものであり、その趣旨は妥当なものと認める。なお、当委員会において、別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用

一般会計 二十二億一千万円

但し、本年十二月の支給については、既定人件費の節約等によりまかない得る範囲内で支給する。

附帯決議

政府は公務員の年末手当一・六五月分の支給については、国家公務員及び地方公務員を通じて円滑完全に実施されるよう財源措置その他に格段の配慮を払われない。

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十三日

内閣委員長 亀田 得治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

秋山 長造 松本治一郎  
西岡 ハル 藤田藤太郎  
荒木正三郎 永岡 光治  
迫水 久常 伊藤 顕道  
上原 正吉 井上 清一  
竹下 豊次

要領書

一、委員会の決定の理由

高等学校、中、小学校教育職員のうち、新設大学を卒業した者など、いわゆる学歴、資格の高い者について予算の範囲内で人事院の定めるところにより、二号俸をこえない範囲内で、俸給月額を調整することができるものとする。ことに、人事院は教育職員の初任給基準についても同趣旨を考慮して適切な措置を講じなければならぬものとし、教員給与の合理化を図らうとするものであり、その趣旨は妥当なものと認める。

二、費用

国立学校分 約一千五百万円  
公立学校国庫負担分

なお、当委員会においては、別紙のような附帯決議を行つた。

附帯決議

本法の実施に当つては、政府は、昭和二十九年一月一日において中学校、小学校等教育職員別俸給表の四級から九級までの職務の級に属することとなつた教育職員並びに大学等の教育職員のうちで学歴、資格の高いものの給与の調整についても、速かに適切な措置を講ずべきである。

約三億六千五百万円  
約三億八千万円

計

附帯決議

本法の実施に当つては、政府は、昭和二十九年一月一日において中学校、小学校等教育職員別俸給表の四級から九級までの職務の級に属することとなつた教育職員並びに大学等の教育職員のうちで学歴、資格の高いものの給与の調整についても、速かに適切な措置を講ずべきである。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十三日

議院運営 委員長 石原幹市郎

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

寺本 廣作 宮田 重文  
白井 勇 斎藤 昇  
西田 信一 大沢 雄一  
上林 忠次 成瀬 輪治  
小酒井義男 藤田 進  
柴谷 要 光村 甚助  
阿部 竹松 椿 繁夫  
坂本 昭

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法案は一般職の職員の例により各議院の議長、副議長及び議員

並びにこれらの秘書が、十二月十五日に受けるべき期末手当の額を増額しよとするものであつて、適當な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は千六十万円であつて、昭和三十一年度においては、既定予算の節約により支弁するものである。

○調査報告書

○調査報告書  
国家行政組織に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
内閣委員長 青木 一男  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
国防衛に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
内閣委員長 青木 一男  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
国家公務員制度及び恩給に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
内閣委員長 青木 一男  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
地方行政の改革に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
地方行政委員 伊能 芳雄  
長代理理事 伊能 芳雄  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
檢察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
法務委員長 亀田 得治  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
国際情勢等に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
外務委員長 梶原 茂嘉  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
租税及び金融等に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
大蔵委員長 藤野 繁雄  
代理理事 藤野 繁雄  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
教育、文化及び學術に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
農林水産委員長 戸叶 武  
参議院議長松野鶴平殿

昭和三十一年十一月十日  
文教委員長 加賀山之雄  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
労働情勢に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
社会労働委員 岡 三郎  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
社会保障制度に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
社会労働委員 岡 三郎  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
本委員会は第二十四回国会閉会中において社会保障制度に関する調査の一環として、在外同胞引揚に関する実情調査のため六回にわたり委員を舞鶴に派遣してソ連、中共地区よりの引揚の実情を調査した外参考資料の収集に努めた。

○調査報告書

○調査報告書  
農林水産政策に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
農林水産委員 戸叶 武  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
経済自立方策に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
商工委員長 松澤 兼人  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
運輸事情等に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
運輸委員長 堀 未治  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
郵政事業の運営実情に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
通信委員長 酒井 利雄  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
電気通信並びに電波に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
通信委員長 酒井 利雄  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
建設委員長 酒井 利雄  
参議院議長松野鶴平殿

つた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
建設委員長 中山 福藏  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
昭和三十一年度予算の執行状況に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
予算委員長 西郷吉之助  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日  
決算委員長 千葉 信  
参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

○調査報告書  
参議院会議録第十一号中正誤  
頁 段 行 誤 正  
一四 一五 田中重徳君 田中茂徳君

○調査報告書

○調査報告書  
参議院会議録第十二号中正誤  
頁 段 行 誤 正  
三三 三七 判断したし 判断いたし  
三三 四四 次回 次会

○調査報告書

○調査報告書  
参議院会議録第十三号中正誤  
頁 段 行 誤 正  
一四 一四 質疑 審議  
一五一 一四 はかるに はるかに  
一五 五六 帝国議会に 帝国議会と

昭和三十一年十二月十三日 参議院會議録追録

明治二十五年 第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 十五円 <small>(在し長買紙は二十円) (送料別)</small>
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五 大蔵省印刷局 電話九段四三二一號